

1930年代から1950年代の神奈川県における風景地開発に関する研究

東海大学大学院工学研究科土木工学専攻 学生会員 ○若林 祐介
東海大学工学部土木工学科 正会員 秋本 福雄

1. はじめに

1920年代,林学博士田村剛が風景地論を発表した⁽¹⁾。1926年,田村は「風景地計画」の中で,「風景地」の定義及び分類をしている。田村は,風景地を「物と人の相関的現象たる『風景』を取り扱うよりも,優れた『風景』を有する土地たる『風景地』または景勝地」と表現し,また,「一般に風景地といふ場合には,都会の如き人工風景をも含め得ぬ訳でもないが,普通には自然風景を指す」と区分した。

1930年,当時神奈川県知事山縣治郎が「神奈川県は夫れ自体が風景地である」という言葉を残し,大東京及び横浜の地方計画による緑地保全を提言した⁽¹⁾。1935年,東京緑地計画景園地⁽²⁾は,神奈川県内8ヶ所に指定され,東京緑地計画区域外の2景園地を追加した10景園地を指定した。しかし,戦前期に県立公園を開園することはできなかった(表1参照)。本研究は,神奈川県に焦点を当て,東京緑地計画景園地と関連付けて,風景地開発及び公園緑地事業の成果を明らかにする。

2. 1930年代における風景地開発—東京緑地計画景園地から神奈川県立公園候補地成立の経緯—

(1) 内務技師北村徳太郎の東京緑地計画景園地(1935年)

1932年,内務技師北村徳太郎の発案により,東京緑地計画協議会が都市計画東京地方委員会の下に設置された。1935年,東京緑地計画協議会は決定事項の1つ,景園地を決定した(図1参照)。景園地の定義は,「公衆ノ直接風致鑑賞及野外ノ保健,慰楽,休養ニ供スル為保護若ハ利用ニ関シ統制及施設スベキ一団ノ風景地」⁽²⁾とし,1939年4月の東京緑地計画決定時に「自然公園施設地ノ選定ニ供ヘム」⁽³⁾とした。また,景園地の実現手法は,都市計画法適用標準に相応しいものは「風致地区」として指定すべきであるとした⁽⁴⁾。

(2) 神奈川県立公園候補地成立の足跡(1937-1939年)

1935年,神奈川県は関係部局11の課長からなる「神奈川県公園委員会」を発足し,5つの事項に関する調査研究機関と位置づけた⁽⁵⁾⁽³⁾。神奈川県公園委員会第1回会議で,東京緑地計画景園地の他に,東京緑地計画区域外にある小田原・湯河原真鶴地方を「景園地」とした⁽⁶⁾。1937年6月,湯河原町で行われた第7回神奈川県観光連合会総会では,観光の見地から優先的に整備すべき地域,7景園地⁽⁴⁾を選定し,県側に陳情した。県側は,1939年8月に神奈川県公園委員会を開催し,調査地域に私有地が多いことを理由に,7景園地を「県立公園候補地」とし,1939年に県告示を出した⁽⁸⁾(図1参照)。

表1 神奈川県県立公園に関する年表

西暦	年号	神奈川県の出来事	主な出来事
1926	昭和2		林学博士田村剛が風景地計画を発表
1930	昭和5	当時神奈川県知事山縣治郎が湘南地方の風致開発案を唱える	
1931	昭和6	横須賀風致地区告示(塚山)	国立公園法制定
1932	昭和7		内務技師北村徳太郎が中心となり東京緑地計画が考案される(至1939年)
1933	昭和8	横須賀風致地区告示3ヶ所追加	
1934	昭和9	川崎風致地区指定2ヶ所	
1935	昭和10	神奈川県公園委員会発足、東京緑地計画区域外の2景園地を加え10景園地を指定 三崎風致地区告示(油壺)	東京緑地計画景園地決定,区域内に37ヶ所
1936	昭和11	富士箱根国立公園開園 日本初となる風景地開発助成規程を制定・公布	
1937	昭和12	第7回神奈川県観光連合会総会で,観光の見地から優先的に整備すべき景園地を7ヶ所指定	都市計画地方委員会太田謙吉・丹羽三による「公園法草案」発表(当時太田は神奈川県に在籍)
1938	昭和13	鎌倉,葉山風致地区告示	
1939	昭和14	県側の調査の未私有地が多いことを理由に7景園地を「県立公園候補地」として県告示 小田原風致地区告示4ヶ所	東京緑地計画決定
1940	昭和15		(旧)都市計画法改正
1941	昭和16	横浜:保土ヶ谷・三ツ池の2大緑地の計画、事業決定 葉山1ヶ所,横浜5ヶ所風致地区指定	
1950	昭和25	神奈川県立公園条例制定	
1954	昭和29	奥湯河原,真鶴半島自然公園指定	
1957	昭和32	三ツ池・保土ヶ谷・塚山・葉山・湘南海岸が都市公園に指定	自然公園法制定
1958	昭和33	城ヶ島・相模湖が都市公園に指定	
1959	昭和34	神奈川県立自然公園条例制定	

注)参考資料2),5),8)を引用し,筆者作成



図1 神奈川県景園地計画図(1940年)
注)神奈川県(1940)「風景地の開発に就て」より

キーワード 風景地開発, 東京緑地計画, 景園地, 県立公園, 自然公園

連絡先 〒259-1292 神奈川県平塚市北金目 1117 東海大学大学院工学研究科土木工学専攻

(3) 風景地開発のための手法—神奈川県風景地開発助成規程の制定(1936年)—

県立公園候補地の選定を進める中で、神奈川県は、1936年6月、「風景地開発助成規程」を制定、公布した。これは、風景地開発事業を行うある団体に対し、事業の内容によって一定の割合の助成金を支払う、日本初の取り組みを行った⁷⁾。1936年度予算案から適用され、県立公園候補地のみならず、1936年2月に開園した富士箱根国立公園を管理する大箱根国立公園協会(1931年発足)にも助成が行われた。

3. 1950年代における風景地開発の成果

(1) 法制度の確立—神奈川県県立公園条例の制定(1950年)

神奈川県が戦前期に取り組んだ県立公園の実現は達成されなかった。1950年9月、神奈川県は「神奈川県県立公園条例」を制定し、「県営公園」及び「県指定公園」の整備を進めた⁹⁾。戦前期に行われた自然公園施設地に該当するものは、県営公園である。

1954年4月、神奈川県は恩賜箱根、葉山、塚山、三ツ池、保土ヶ谷、真鶴半島、奥湯河原の7ヶ所を県立公園に指定した。葉山、塚山は周辺に風致地区が指定され、連帯した緑地保全が行われた¹⁰⁾。

(2) 自然公園法(1957年)と神奈川県県立自然公園条例(1959年)の制定

1957年6月、国立公園法(1931年制定公布)に代わる「自然公園法」が制定された。この中で、自然公園は「国立公園」、「国定公園」、「都道府県立公園」の総称となった。これを受けて、1959年4月、神奈川県は、「神奈川県立自然公園条例」を制定した。県立自然公園として開園したのは、奥湯河原、真鶴半島、丹沢大山の3ヶ所(図3参照)であり、神奈川県景園地から自然公園になったのは「丹沢大山」のみであった。(図2参照)。

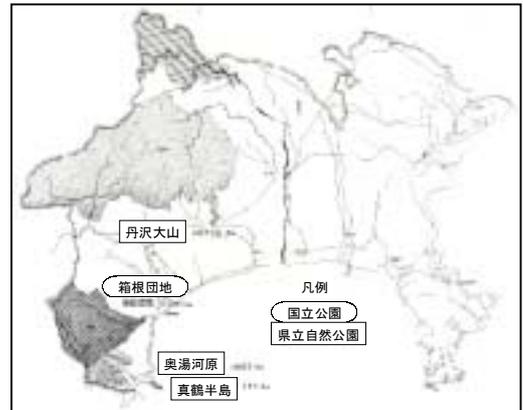


図2 神奈川県県立自然公園配置図(1961年)
注)神奈川県(1961)「県立自然公園」p.4より引用

4. まとめ

以上のことより次のことが明らかになった。

- 1) 1930年代に決定した東京緑地計画景園地の実現について、神奈川県では、1939年に「県立公園候補地」を告示するに至ったが、「県立公園」の実現は戦後、1950年代であった。
- 2) 東京緑地計画景園地のうち、自然公園として開園したのは「丹沢大山」のみであり、その他の地域では、都市公園法適用範囲の「都市公園」または都市計画法適用範囲の「風致地区」として整備された。

注釈

- (1) 田村剛(1926)「風景地計画」、高等山林講習会講演集、P.89-116、具体的な分類は、田村(1935)「風景雑考」、風景2(11)、P.6-9など。参考として、本多静六(1928)「天然公園」、造園叢書3号、P.15-16がある。
- (2) 東京緑地計画に関する既存研究は、越澤明(1991)、「東京の都市計画」、岩波新書、石川幹子(2001)、「都市と緑地」、岩波書店、真田純子(2004)、「東京緑地計画景園地の計画意図に関する研究」、都市計画論文集No.39-3、P.901-906等が挙げられる。
- (3) 神奈川県公園委員会の調査審議事項は、皇太子殿下御降誕記念大楠山植樹事業、神奈川県立公園の設置並びに改善、国立公園計画並びに施設、風景地開発、緑地に関する件の5項目である。
- (4) 参考資料4)によれば大楠山、三崎、湘南、小田原城址、湯河原、津久井溪谷の6景園地で、参考資料7)によれば上記の他に、「大山及び丹沢」であり、戦後の整備状況から後者を支持し、7景園地とした。

参考文献

- 1)山縣治郎(1930)、「湘南地方の風致開発策」、都市公論13(7)、p.5-15
- 2)東京緑地計画協議会(1939)「東京緑地計画協議会決定事項集録」、公園緑地3(2・3)p.234、公園緑地協会
- 3)前掲2)p.292
- 4)前掲2)p.247
- 5)神奈川県都市計画課(1939)「県立公園資料」、p.37、神奈川県
- 6)前掲5)p.3
- 7)前掲5)p.4
- 8)小坂立夫(1939)「神奈川県立公園に就て」、風景8(12)、p.5-8
- 9)神奈川県(1950)「神奈川県広報(号外)」第41号p.2-3
- 10)神奈川県(1981)「公園かながわ」、p.63